

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

<改正理由>

国民健康保険法施行令の一部改正（4月1日施行）が行われるのに伴い、所要の改正を行うもの。具体的には、経済の回復基調に伴う所得の底上げと物価上昇を見込み、低所得者の負担軽減に配慮して軽減判定基準を緩和する。

同基準は、デフレの影響で据え置いた状態が続いていたが、近年の物価上昇を受け、平成26年度から連続で引き上げられている。

<改正内容>

保険料軽減判定基準の緩和

年度	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
H28	基礎控除 (33万円)	基礎控除(33万円) + <u>26.5万円</u> × 被保険者数	基礎控除(33万円) + <u>48万円</u> × 被保険者数
H29	基礎控除 (33万円)	基礎控除(33万円) + <u>27万円</u> × 被保険者数	基礎控除(33万円) + <u>49万円</u> × 被保険者数